

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市長

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.4 %
全職員	78.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.2 %
本庁課長相当職	96.4 %
本庁課長補佐相当職	95.5 %
本庁係長相当職	96.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.9 %
31～35年	90.2 %
26～30年	88.0 %
21～25年	87.8 %
16～20年	88.0 %
11～15年	89.8 %
6～10年	89.7 %
1～5年	94.0 %

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給していることが多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は76.7%となっています。

住居手当について、住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多く、住居手当受給者に占める男性職員の割合は70.2%となっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しており、超過勤務手当支給額に占める男性職員の割合は74.3%となっています。

特に、勤続年数36年以上の男性職員が定年の段階的引上げにより給料7割水準措置の対象となったことから、比較すると女性職員の給与が高くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	27.7 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	29.4 %
本庁課長相当職	27.1 %
本庁課長補佐相当職	35.5 %
本庁係長相当職	35.4 %

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	44.8 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	16年 9月
女性	15年 4月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	91.7 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下	54.5%			
3月超6月以下	27.3%			50.0%
6月超9月以下	18.2%			50.0%
9月超12月以下		28.6%		
12月超24月以下		28.6%		
24月超		42.8%		

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満	8.3%			
2日以上3日未満	8.3%			
3日以上4日未満	8.3%	22.2%		
4日以上5日未満	25.0%			
5日	50.0%	77.8%		

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.7時間／月
内部部局等以外	1.9時間／月

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市議会議長

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	88.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	0.0 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	0.0 %
本庁課長相当職	0.0 %
本庁課長補佐相当職	50.0 %
本庁係長相当職	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	40.0 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	33年 9月
女性	20年 7月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下				
3月超6月以下				
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日				

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	2.1 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

該当する部局がないため「－」としています。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市選挙管理委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	100.0 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	100.0 %
本庁課長相当職	－ %
本庁課長補佐相当職	0.0 %
本庁係長相当職	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	20.0 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	12年 1月
女性	32年 1月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下	100.0%			
3月超6月以下				
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日	100.0%	100.0%		

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	40.6時間/月
内部部局等以外	—時間/月

【説明欄】

該当する部局がないため「—」としています。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市代表監査委員

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	0.0 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	0.0 %
本庁課長補佐相当職	－ %
本庁係長相当職	100.0 %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	50.0 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	32年 1月
女性	13年 1月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下				
3月超6月以下				
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日				

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	1.1 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

該当する部局がないため「－」としています。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市公平委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	－ %
本庁課長補佐相当職	0.0 %
本庁係長相当職	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	0.0 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	23年 1月
女性	一年 一月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下				
3月超6月以下	100.0%			
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日	100.0%	100.0%		

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	4.0 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

該当する部局がないため「－」としています。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市農業委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	－ %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－ %
全職員	－ %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	－ %
本庁課長補佐相当職	－ %
本庁係長相当職	－ %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	－ %
31～35年	－ %
26～30年	－ %
21～25年	－ %
16～20年	－ %
11～15年	－ %
6～10年	－ %
1～5年	－ %

【説明欄】

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「－」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	－ %
本庁課長補佐相当職	0.0 %
本庁係長相当職	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	0.0 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	18年 1月
女性	一年 一月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下				
3月超6月以下				
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日				

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.1 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

該当する部局がないため「－」としています。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市固定資産評価審査委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	－ %
本庁課長補佐相当職	－ %
本庁係長相当職	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
全職員	－ %

【説明欄】

一方の性別の職員が存在しない区分については「－」としています。

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	－年 －月
女性	－年 －月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下				
3月超6月以下				
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－ %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日				

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	0.0 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

該当する部局がないため「－」としています。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名： 羽曳野市教育委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.5 %
全職員	78.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	96.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.6 %
31～35年	89.0 %
26～30年	104.8 %
21～25年	88.7 %
16～20年	91.2 %
11～15年	92.4 %
6～10年	89.0 %
1～5年	97.0 %

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給していることが多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は69.8%となっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しており、超過勤務手当支給額に占める男性職員の割合は74.2%となっています。

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	7.7 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	0.0 %
本庁課長相当職	9.1 %
本庁課長補佐相当職	50.0 %
本庁係長相当職	33.3 %

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	52.6 %

V 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	15年 2月
女性	15年 10月

VI 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下	100.0%			
1月超3月以下				
3月超6月以下				
6月超9月以下				
9月超12月以下		100.0%		
12月超24月以下				
24月超				

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満				
2日以上3日未満				
3日以上4日未満				
4日以上5日未満				
5日	100.0%	100.0%		

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて

命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.6時間／月
内部部局等以外	0.3時間／月

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日 公表

特定事業主名：（参考）羽曳野市 全部局

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員		89.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員		92.0 %
	(うち 再任用職員)	99.3 %
	(うち 会計年度任用職員)	101.8 %
全職員		77.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.1 %
本庁課長相当職	96.8 %
本庁課長補佐相当職	96.1 %
本庁係長相当職	96.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.0 %
31～35年	90.7 %
26～30年	90.0 %
21～25年	88.4 %
16～20年	88.3 %
11～15年	89.3 %
6～10年	89.1 %
1～5年	94.2 %

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給していることが多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は76.3%となっています。

住居手当について、住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多く、住居手当受給者に占める男性職員の割合は69.9%となっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しており、超過勤務手当支給額に占める男性職員の割合は75.5%となっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	24.4 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	28.6 %
本庁課長相当職	23.0 %
本庁課長補佐相当職	36.6 %
本庁係長相当職	36.2 %

【説明欄】

本庁係長相当職（主査）以上に占める女性職員の割合は、33.9%となっています。

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	45.5 %

Ⅴ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
全職員	53.8 %

Ⅵ 平均継続勤務年数の男女の差異

区分	令和7年度
男性	16年 9月
女性	15年 6月

Ⅶ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	93.3 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下				
1月超3月以下	50.0%			
3月超6月以下	28.6%			50.0%
6月超9月以下	21.4%			50.0%
9月超12月以下		37.5%		
12月超24月以下		25.0%		
24月超		37.5%		

Ⅷ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の

合計取得日数の分布状況

1. 配偶者出産休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

2. 育児参加のための休暇の取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	80.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%

3. 取得日数の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇	配偶者出産休暇	育児参加のための休暇
1日未満				
1日以上2日未満	6.7%			
2日以上3日未満	6.7%			
3日以上4日未満	6.7%	16.7%		
4日以上5日未満	20.0%			
5日	60.0%	83.3%		

【説明欄】

両方の休暇をあわせて5日以上取得した職員（常勤職員）の割合は、86.7%となっています。

Ⅸ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて
命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.9時間／月
内部部局等以外	1.7時間／月

【説明欄】

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間の時間外勤務時間数（内部部局等と
内部部局等以外の合計）は、64.0時間となっています。